

この工事現場は

渋谷区公契約条例

が適用されています。

公契約条例とは

工事に従事する者の賃金の下限額を定め、労働条件の確保や事業の質の向上を図ることを目的とした条例です。



あなたの賃金を確認してください。

○賃金が下限額より低くないか確認してください。

○あなたの下限額が記載された労働台帳を閲覧することができます。

令和8年度渋谷区労働報酬下限額（抜粋）

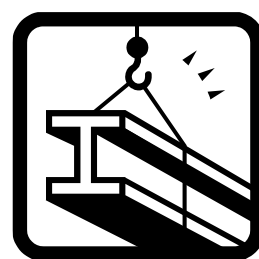
単位：円

職種	時給	日額（8時間）	職種	時給	日額（8時間）
特殊作業員	3,454	27,632	左官	3,803	30,424
普通作業員	3,038	24,304	配管工	3,387	27,096
軽作業員	2,104	16,832	はつり工	3,510	28,080
とび工	3,724	29,792	防水工	4,298	34,384
石工	3,724	29,792	内装工	3,870	30,960
電工	3,859	30,872	ガラス工	3,758	30,064
鉄筋工	3,803	30,424	建具工	3,391	27,128
塗装工	4,107	32,856	ダクト工	3,387	27,096
溶接工	4,287	34,296	設備機械工	3,150	25,200

見習い、手元等の労働者 時給 1,637円（日額 13,096円）



自分の賃金は下限額より低いかも……



もし、あなたの賃金が下限額を下回っていたら申し出てください。

（※申出等をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることはありません。）

調査・確認し条例違反の事実があれば差額を受け取ることができます。

申出先

受注者

発注者 〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1

渋谷区役所 総務部契約課契約係

☎03-3463-1423



渋谷区公契約
条例HP

